

# 子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン) 予防接種について

## ◎接種にあたっての注意事項

同封の厚生労働省作成パンフレット等を参考に、HPVワクチン効果と接種による副反応のリスクを十分に理解し、必要に応じて医師とよく相談していただき、接種の有無を判断してください。母子健康手帳等で接種歴を確認し、体調の良いときに接種を受けてください。

## ◎予防接種を受ける前に医師に相談をしなければならない方

次のいずれかに該当する人は、特に、健康状態や体質などを接種医療機関の医師に相談をしてください。

- ①血小板が少ない方や出血しやすい方
- ②心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ③過去に予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方
- ④過去にけいれんをおこしたことがある方
- ⑤妊娠または妊娠している可能性のある方  
(妊娠または妊娠している可能性がある場合、原則接種はしませんが、医師とよく相談をしてください。)
- ⑥ワクチンを接種した後や、けがの後等に原因不明の痛みが続いたことがある方

## ◎新型コロナウイルスワクチン接種と他の予防接種との接種間隔について

新型コロナウイルスワクチンとそれ以外のワクチンは2週間以上の間隔をあける必要があります。子宮頸がん予防ワクチンとの接種間隔にご注意ください。

## ◎沼津市指定の医療機関(一覧表以外の医療機関)で定期予防接種を希望する場合は・・・

必ず接種前に「予防接種実施依頼書」の発行申請が必要ですので、保健センターまでご連絡ください。

※依頼書の発行がされるまでに、数日(土日祝日、年末年始を除く)を要しますので、余裕をもって申請してください。

○子どもの体調をよく知っている保護者同伴で接種を行ってください。

○予診票は、医療機関にありますのでその場で記入してください。

○体温は、接種前に医療機関で測ります。

●医療機関に行くときの持ち物

★接種券(無料となります。)

★母子健康手帳(接種記録を記入します。)

★保険証とこども医療費受給者証

(診察の結果、具合が悪く、接種できなかったときに必要となります。)

## 【健康被害救済制度】

定期予防接種の副反応による健康被害が生じた場合は国の健康被害救済制度があります。子宮頸がん予防ワクチン接種と健康被害と因果関係を厚生労働大臣が認定した場合は以下の救済が受けられます。

①医療費および医療手当②障害児養育年金③障害年金④死亡一時金⑤葬祭料⑥介護加算

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健センター(予防接種担当)にご相談ください。

【問い合わせ】沼津市保健センター 055-951-3480 戸田分館 0558-94-3970